



# 山形県公報

平成23年10月11日（火）  
第2284号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則……………（障がい福祉課） ……1029

### 告 示

○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防・災害対策課） ……1030  
○土砂災害特別警戒区域の指定……………（ 同 ） …… 同  
○道路の位置の指定……………（最上総合支庁建築課） ……1031

### 人事委員会関係

#### 規 則

○山形県人事委員会規則 5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則…………… 同  
○山形県人事委員会規則 5 - 2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則…………… 同

### 企業局関係

#### 規 程

○山形県企業局就業規程の一部を改正する規程……………1032

### 病院事業局関係

#### 規 程

○山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程…………… 同  
○山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程…………… 同

## 規 則

山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第40号

#### 山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則（昭和54年11月県規則第60号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「障がい（）」を「身体上の障がい（）」に、「第2条に」を「第2条第1号に」に、「身体障害」を「障害」に改め、「この条及び第12条において」を削る。  
第3条第2項第2号中「（障害者基本法第2条に規定する障害をいう。以下この項において同じ。）」を削る。  
第12条中「障がい（）」を「身体上の障がい（）」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第845号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 富並 1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 富並 3        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 大淀－ 1       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 大淀－ 2       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 大淀－ 3       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 宮沢－ 2       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 宮沢－ 3       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに村山市役所において縦覧に供する。

### 山形県告示第846号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 大淀－ 1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 大淀－ 2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 大淀－ 3         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 宮沢－ 2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 宮沢－ 3         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに村山市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第847号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成23年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有最総建第209号
- 2 指定の場所 新庄市大字松本字東野539-19の一部、539-20の一部
- 3 道路の現況 幅員6.06メートル  
延長6.00メートル
- 4 指定年月日 平成23年9月29日

**人事委員会関係****規 則**

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年10月11日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第27条第2項中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年10月11日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

附則に次の見出し及び6項を加える。

（東日本大震災に係る公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当等の特例）

- 5 条例附則第5項第2号の人事委員会が定めるものは、平成23年4月21日11時00分の警戒区域の設定に係る本部長指示（条例附則第5項第2号に規定する本部長指示をいう。以下同じ。）があるまでの間における、当該本部長指示により警戒区域に設定することとされた区域と同一の区域とする。
- 6 条例附則第5項第3号の人事委員会が定めるものは、平成23年4月22日9時44分の本部長指示があるまでの間における、当該本部長指示により居住者等が避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域と同一の区域とする。
- 7 条例附則第5項第4号の人事委員会が定めるものは、平成23年3月15日11時00分の本部長指示があるまでの間における、当該本部長指示により居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域と同一の区域とする。
- 8 条例附則第6項第2号の人事委員会が定める施設は、免震重要棟とする。
- 9 条例附則第6項第3号の人事委員会が認める作業は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径3キロメートルの円内の区域において行う作業とする。
- 10 条例附則第8項の人事委員会が定める時間は、条例附則第7項の規定により支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の規定は、平成23年3月11日から適用する。

## 企業局関係

### 規程

#### 山形県企業管理規程第11号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年10月11日

山形県企業管理者 高橋 邦 芳

#### 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「第2条」を「第2条第1号」に改め、「身体障害又は精神障害」を「障害」に改める。

#### 附則

この規程は、公布の日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規程

#### 山形県病院事業管理規程第8号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年10月11日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

#### 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「第2条」を「第2条第1号」に、「身体障害又は精神障害」を「障害」に改める。

#### 附則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 山形県病院事業管理規程第9号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年10月11日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

#### 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（東日本大震災に係る特殊勤務手当の特例に関する読替え）

- 職員が山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年県条例第34号。以下「特殊勤務手当条例」という。）附則第5項各号に掲げる作業に従事した場合における第11条の規定の適用については、同条中「及び分べん介助等手当」とあるのは、「分べん介助等手当及び公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当」とする。
- 職員が特殊勤務手当条例附則第5項各号に掲げる作業に従事した場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「及び分べん介助等業務従事職員特殊勤務実績簿」とあるのは、「分べん介助等業務従事職員特殊勤務実績簿及び公共土木施設等災害応急作業従事職員特殊勤務実績簿」とする。
- 職員が特殊勤務手当条例附則第5項各号に掲げる作業に従事した場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「分べん介助等手当」とあるのは、「分べん介助等手当、公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当」とする。

#### 附則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の規定は、平成23年3月11日から適用する。